平成２３年（フ）第３４０号
大阪府岸和田市土生町1392番地
債務者　上田　善子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番２―107号
債務者　坂井　　工
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第３４２号
大阪府貝塚市麻生中230番地、前住所大阪府岸和田市尾生町1060番地の17
債務者　鈴木　隆志
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１４８号
長崎県長崎市新小が倉１丁目８番22号
債務者　大井　　清
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６２号
長崎県長崎市小江原１丁目15番２―303号
債務者　宮崎　純次
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
山口県宇部市上野中町６番25―202号
債務者　山本佳代子
1　決定年月日時　平成23年５月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２１号
香川県仲多度郡多度津町西港町57番地１　Ｓｅａハイツ302
債務者　松岡　　勇
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第４５号
香川県丸亀市津森町671番地１　六郷第一アパート５号
債務者　武田　匡代
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第５４号
香川県綾歌郡宇多津町231番地　県営住宅30―201
債務者　喜多　重夫
1　決定年月日時　平成23年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第６号
北海道苫小牧市新中野町１丁目12番14号　ツタージュＤ―16号
債務者　武田　京子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第７１号
北海道苫小牧市のぞみ町１丁目16番５号　錦舞館106号
債務者　武田　秀昭
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２４３号
千葉県船橋市田喜野井７丁目20番２号　グレース田喜野井Ⅱ番館105号
債務者　跡上　貴大
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２６７号
千葉県市原市辰巳台東２丁目９番地　県営住宅１棟307号
債務者　木嶋　雪江
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３２０号
千葉県船橋市田喜野井５丁目23番16―202号
債務者　古屋としの
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第３７７号
千葉県習志野市大久保１丁目25番15―407号
債務者　中村　真樹
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４００号
千葉県浦安市当代島２丁目21番１―202号　マンションジュノⅡ
債務者　門場　洋美（旧姓大和）
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４２５号
千葉県船橋市高野台４丁目10番２号
債務者　金親　昭子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３４号
千葉市中央区祐光４丁目11番３号　穂積荘２号
債務者　太田　照夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係